

## 自然災害時の訓練の取り扱いについて

標記につきまして、下記のとおり取り扱うこととしますので、ご注意ください。

### 記

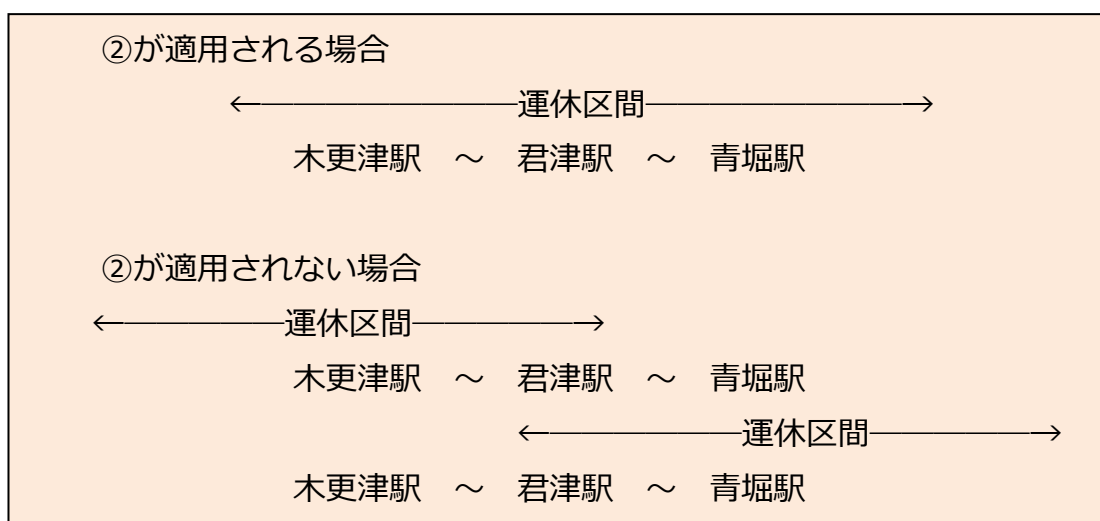
#### 1 訓練休講の取扱

##### (1) 午前休講

重大な自然災害が予想される場合の訓練実施について**午前7時の時点で以下の①または②の要件を満たしている場合、午前中の訓練を休講とし、自宅待機とします。**

(気象庁 HP: [http://www.jma.go.jp/jp/warn/318\\_table.html](http://www.jma.go.jp/jp/warn/318_table.html) を基準とする。)

- ① 千葉県南部地域に、「暴風警報」「大雨警報」の両警報もしくは「特別（暴風、大雨）警報」が発令中の場合。
- ② 暴風、大雨等により J R 内房線の運休又は運転見合わせ区間に木更津駅～青堀駅の区間が含まれている場合。（人身事故等による場合を除き、上下線ともに君津駅への到着が不可能であること）



##### (2) 全日休講

**午前10時の時点で、上記①又は②が継続している場合は、全日訓練休講とします。**

午前10時までには上記①及び②が解除された場合は、午後の訓練は実施するので、受講者は速やかに通所して下さい。

### (3) その他の災害

暴風、大雨以外の暴風雪、大雪、洪水、地震などの災害の場合は、上記に準じて取り扱います。

### (4) 訓練の実施

- ① 注意報、その他警報等が発令されている場合は、原則、訓練は実施しますが、通所時には安全に十分留意し、災害の防止に努めて下さい。

なお、受講者が居住している地域に上記の警報が発令される場合もあり、通所が困難な場合は、無理をせず安全を優先し、各自の判断によって自宅待機等の処置を取って下さい。自宅待機を取る場合には、当センターに報告をして下さい。

- ② 訓練中に気象状況の悪化によって訓練の継続が困難な場合には、帰宅などの指示をしますので、担当指導員の指示に従って下さい。

## 2 補講

通所が困難で訓練が受けられなかった場合は、後日、**7時限**・調整日等で補講します。訓練休講の場合には振替訓練を実施いたします。

## 3 その他

- ① 通所途上において、公共交通機関の不通、道路や河川の損壊・決壊などで通所が困難な場合は、当センターに連絡して下さい。
- ② 通所が困難である旨の証明書（遅延、運休等）等が取得できれば、担当指導員に提出して下さい。
- ③ 証明書については、駅、各運行会社のホームページ等において、取得できることがあるので、運行会社に確認して下さい。

## 4 連絡先

君津訓練センター（ポリテクセンター君津）

【T e l】0 4 3 9 - 5 7 - 6 3 1 3（訓練課）

早朝・夜間で電話が繋がらない場合

【T e l】0 4 3 9 - 5 2 - 0 2 1 9（代表）